

地域福祉の推進にあたっての考え方

これまで、個人が抱える生活上の課題を解決するため、行政が福祉制度を整備し、公的なサービスを提供してきました。

しかし、社会の急速な変化に伴い、それぞれが抱える課題がより複雑・多様化しており、現行の制度や公的な福祉サービスだけでは対応できなくなっており、地域福祉の重要性が高まっています。

一方、少子高齢化が進み、人々の価値観や生活様式が多様化し、家庭や地域の中の連帯感や支え合いの力が弱くなっています。

このような現状を踏まえたうえで地域福祉を推進していくため、国は社会福祉法を改正し、以下のとおり定めました。

「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」

- 社会福祉法 第4条第1項 -

この地域福祉の推進が目指す「地域共生社会」とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。



本市においても、地域の特性や人格・個性を尊重しながら、支え合いや助け合いに視点を置いた地域福祉の一体的な推進を目指していきます。